

定款変更認証申請に係る縦覧書類

(令和6年度)

1 申請年月日

令和6年4月12日

特定非営利活動法人の名称

わがら

3 代表者の氏名

濱口 保泰

4 主たる事務所の所在地

度会郡南伊勢町田曾浦 3499 番地 1

5 定款記載の目的

この法人は、広く一般市民、特に高齢者と子どもに対して、介護予防・日常生活の支援に関する事業、地域内外の交流の促進及び情報交換に関する事業、廃校等地域施設の再活用に関する事業並びに地域ぐるみの子どもの育成に関する事業を行い、地域の活性化と全ての市民が安心して暮らせるまちづくりの推進を図り、もって広く公益に寄与することを目的とする。

6 縦覧期間

令和6年4月12日 ～ 令和6年4月26日

特定非営利活動法人わがら定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人わがらという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を三重県度会郡南伊勢町田曾浦3499番地1に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、広く一般市民、特に高齢者と子どもに対して、介護予防・日常生活の支援に関する事業、地域内外の交流の促進及び情報交換に関する事業、廃校等地域施設の再活用に関する事業並びに地域ぐるみの子どもの育成に関する事業を行い、地域の活性化と全ての市民が安心して暮らせるまちづくりの推進を図り、もって広く公益に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の増進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 観光の振興を図る活動
- (5) 農村漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (6) 環境の保全を図る活動
- (7) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業
- (2) 地域内外の交流促進に関する事業
- (3) 高齢者と地域外に居住する家族間の情報交換の支援に関する事業
- (4) 地域の海産物、特産品、名産品等の普及及び啓発に関する事業
- (5) 地域の振興を目的とした野外教育活動、自然体験活動の企画及び運営に関する事業
- (6) 観光資源としての廃校等の地域施設の活用に関する事業

- (7) 三重県、南伊勢町及び漁業協同組合からの受託事業
- (8) 地域内に居住する子どもの安全・育成に関する事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上6人以内
 - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、若干名を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬

- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の利益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

（開催）

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

（議長）

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

（表決権等）

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、前条第2項、次条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の

追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項に該当する場合は所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	濱口	保泰
副理事長	久保	平仁
理事	北村	順
監事	東海	暢夫
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和4年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から令和4年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員入会金	0円
正会員年会費	0円
(2) 賛助会員入会金	0円
賛助会員年会費	0円

令和6年度事業計画書

(令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日)

特定非営利活動法人わがら

1 事業実施の方針

高齢者支援事業においては、事業開始から4年目となり、事業運営も落ち着きを見せ、6年度は宿浦地区においてももう少しの会員増加を見込んでいます。更なるサービス向上を試み、高齢者ができるだけ地元で生活を送っていけるよう引き続き支援していきます。

また、買い物支援(ネット通販活用)、サロンの開設を目指し、多様な実証体験を企画していきます。

廃校を活用したキャンプ事業、カヤック他自然体験事業においては、事業アピールを高め、5年度以上の集客を目指します。

6年度より南伊勢町より「集落支援員設置業務」の委託事業を受託します。設置した集落支援員を高齢者支援事業、廃校活用、自然体験提供事業等に配置し、宿田曾地区の高齢者支援・地域活性化に活躍していただきます。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	支出見込み額(千円)
介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業	介護予防訪問介護サービス	通年	田曾浦地区全域	0人	高齢者 田曾浦地区70人/週 宿浦地区40人/週	4,280
	訪問型サービスB			6人		
地域内外の交流促進に関する事業	皇學館大學学生の課外体験受け入れ	9月～11月	宿田曾地区内 旧小学校	4人	皇學館大学生 延20人	100
高齢者と地域外に居住する家族間の情報交換の支援に関する事業	域外に居住するご家族への高齢者の状況を定期的に報告	通年	法人事務所	2人	宿田曾地区 高齢者と家族 10組/年	50
地域の海産物、特産品、名産品等の普及及び啓発に関する事業	当施設利用者に魚介類販売店を紹介(マップ提供)	通年	法人事務所	2人	不特定多数の 一般市民	20
地域の振興を目的とした野外教育活動、自然体験活動の企画及び運営に関する事業	海でのカヤック体験、海釣り体験、磯遊び体験等の実施	4月～10月	宿田曾地区	4人	一般市民 20人/年	700
観光資源としての廃校等の地域施設の活用に関する事業	キャンプ施設の運営	通年	旧宿田曾小学校	3人	一般市民 35人/年	1,300
三重県、南伊勢町及び漁業協同組合からの受託事業	南伊勢町からの「集落支援員設置業務」受託し、各事業を実施	通年	宿田曾地区	10人	宿田曾地区の高齢者 および不特定多数の 一般市民	0 各事業で支出
地域内に居住する子どもの安全・育成に関する事業	子どもの遊び場確保や地区内に伝わる遊びの伝承等	2回/年	旧宿田曾小学校	8人	宿田曾地区内外 子ども50人/年	100

令和7年度事業計画書

(令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日)

特定非営利活動法人わがら

1 事業実施の方針

高齢者支援において、6年度の実証体験をもとに、サロンの開設を実現化していきたい。また、買い物支援のあり方を確立し運用にこぎ着けたい。

廃校の活用として、新しく旧保育園の活用を進めていきたい。前述の高齢者サロンへの活用もその一つと考えます。また子供の遊び場・体験の場としても活用していければと考えます。

いろいろな人が海と接する体験メニューを企画し、『海を綺麗にする、海を好きになる、海に憧れる人づくり』を進めていきたい。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	支出見込み額(千円)
介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業	介護予防訪問介護サービス	通年	田曾浦・宿浦地区全域	0人	高齢者 田曾浦地区70人/週 宿浦地区50人/週	4,280
	訪問型サービスB			7人		
地域内外の交流促進に関する事業	地区外の高齢者支援及び廃校活用事業者との交流	1回/年	宿田曾地区もしくは交流事業者所在地	5人	地区外交流事業所に属する一般市民	100
高齢者と地域外に居住する家族間の情報交換の支援に関する事業	域外に居住するご家族への高齢者の状況を定期的に報告	通年	法人事務所	2人	宿田曾地区 高齢者と家族 20組/年	50
地域の海産物、特産品、名産品等の普及及び啓発に関する事業	当施設利用者に魚介類販売店を紹介(マップ提供)	通年	法人事務所	2人	不特定多数の一般市民	20
地域の振興を目的とした野外教育活動、自然体験活動の企画及び運営に関する事業	海でのカヤック体験、海釣り体験、磯遊び体験等の実施	4月～10月	宿田曾地区	4人	一般市民 50人/年	800
観光資源としての廃校等の地域施設の活用に関する事業	キャンプ施設の運営	通年	旧宿田曾小学校	4人	一般市民 80人/年	1,500
三重県、南伊勢町及び漁業協同組合からの受託事業	南伊勢町からの「集落支援員設置業務」受託し、各事業を実施	通年	宿田曾地区	10人	宿田曾地区の高齢者および不特定多数の一般市民	0 各事業で支出
地域内に居住する子どもの安全・育成に関する事業	子どもの遊び場確保や地区内に伝わる遊びの伝承等	通年	旧宿田曾小学校、旧宿田曾園	8人	宿田曾地区内外 子ども100人/年	250

令和6年度 活動予算書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

特定非営利活動法人わがら
(単位：円)

科目	金額	
I 経常収益		
1 受取会費		
正会員受取会費	0	
賛助会員受取会費	0	0
2 事業収益		
(1)介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業	1,600,000	
(2)地域内外の交流促進に関する事業	0	
(3)高齢者と地域外に居住する家族間の 情報交換の支援に関する事業	0	
(4)地域の海産物、特産品、名産品等の普及 及び啓発に関する事業	0	
(5)地域の振興を目的とした野外教育活動、 自然体験活動の企画及び運営に関する事業	50,000	
(6)観光資源としての廃校等の地域施設の活用に関する事業	50,000	
(7)三重県、南伊勢町、及び漁業協同組合からの受託事業	5,580,000	
(8)地域内に居住する子どもの安全・育成に関する事業	0	7,280,000
3 受取寄附金		
受取寄附金	0	0
4 受取助成金		
受取助成金	50,000	50,000
経常収益計		7,330,000
II 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	4,640,000	
役員報酬	0	
法定福利費	0	
福利厚生費	50,000	
人件費計	4,690,000	
(2) その他経費		
会議費	10,000	
旅費交通費	50,000	
通信費	200,000	
賃借料	0	
水道光熱費	280,000	
修繕費	100,000	
消耗品費	280,000	
車両費	650,000	
保険料	190,000	
租税公課	70,000	
雑費	30,000	
その他経費計	1,860,000	
事業費計		6,550,000
2 管理費		
(1) 人件費		
給料手当	360,000	
役員報酬	0	
法定福利費	40,000	
福利厚生費	30,000	
人件費計	430,000	
(2) その他経費		
会議費	30,000	
旅費交通費	50,000	
通信費	20,000	
賃借料	0	
水道光熱費	30,000	
修繕費	50,000	
消耗品費	20,000	
車両費	20,000	
雑費	50,000	
その他経費計	270,000	
管理費計		700,000
経常費用計		7,250,000
III 経常外収益		
受取利息	0	0
経常外収益計		0
IV 経常外費用		
経常外費用計		0
税引前当期正味財産増減額		80,000
法人税、住民税及び事業税		72,000
当期正味財産増減額		8,000
前期繰越正味財産額		48,112
次期繰越正味財産額		56,112

令和7年度 活動予算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人わがら
(単位：円)

科目	金額	
I 経常収益		
1 受取会費		
正会員受取会費	0	
賛助会員受取会費	0	0
2 事業収益		
(1)介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業	1,700,000	
(2)地域内外の交流促進に関する事業	0	
(3)高齢者と地域外に居住する家族間の 情報交換の支援に関する事業	0	
(4)地域の海産物、特産品、名産品等の普及 及び啓発に関する事業	0	
(5)地域の振興を目的とした野外教育活動、 自然体験活動の企画及び運営に関する事業	200,000	
(6)観光資源としての廃校等の地域施設の活用に関する事業	150,000	
(7)三重県、南伊勢町、及び漁業協同組合からの受託事業	5,580,000	
(8)地域内に居住する子どもの安全・育成に関する事業	100,000	7,730,000
3 受取寄附金		
受取寄附金	0	0
4 受取助成金		
受取助成金	50,000	50,000
経常収益計		7,780,000
II 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	5,000,000	
役員報酬	0	
法定福利費	0	
福利厚生費	50,000	
人件費計	5,050,000	
(2) その他経費		
会議費	20,000	
旅費交通費	50,000	
通信費	200,000	
賃借料	0	
水道光熱費	300,000	
修繕費	180,000	
消耗品費	250,000	
車両費	600,000	
保険料	250,000	
租税公課	70,000	
雑費	30,000	
その他経費計	1,950,000	
事業費計		7,000,000
2 管理費		
(1) 人件費		
給料手当	360,000	
役員報酬	0	
法定福利費	40,000	
福利厚生費	30,000	
人件費計	430,000	
(2) その他経費		
会議費	30,000	
旅費交通費	50,000	
通信費	20,000	
賃借料	0	
水道光熱費	30,000	
修繕費	50,000	
消耗品費	20,000	
車両費	20,000	
雑費	50,000	
その他経費計	270,000	
管理費計		700,000
経常費用計		7,700,000
III 経常外収益		
受取利息	5	5
経常外収益計		5
IV 経常外費用		
経常外費用計		0
税引前当期正味財産増減額		80,005
法人税、住民税及び事業税		72,000
当期正味財産増減額		8,005
前期繰越正味財産額		56,112
次期繰越正味財産額		64,117